○総務省令第十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十二日

総務大臣　石田　真敏

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表（第八条関係）	**別表**（第八条関係）
補助金等の名称等	補助金等の名称等
処分を制限する財産の名称	処分を制限する財産の名称
施設設備等の分類	施設設備等の分類
財産の名称、構造等	財産の名称、構造等
処分制限期間（年）	処分制限期間（年）
［略］	［略］
防災情報通信設備整備事業交付金 ［削る］	［同上］
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 ［略］	［同上］
福島再生加速化交付金 消防団設備整備費補助金	主要国首脳会議開催消防・救急体制整備費補助金 ［同上］ 福島再生加速化交付金 ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成三十年度に取得した財産からこれを適用する。